

訪問看護ステーション鷹番 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 花水木が設置する訪問看護ステーション鷹番（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称：訪問看護ステーション鷹番
(2) 所在地：東京都目黒区鷹番二丁目18番3号美松フラット205

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 相当数
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。
2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制対応を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助：褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること：家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割・2割・3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 無料

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、目黒区とする。

(相談・苦情対応・ハラスメント対策)

- 第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情・ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対応するための措置を講じるものとする。
- 2 年1回の研修を行う。
- 3 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

- 第15条 1 ステーションは、高齢者の虐待発生またはその再発防止のための必要な措置を講じるものとする。
- (1) 指針の整備
 - (2) 年1回以上の委員会開催 委員会の内容を・職員へ周知徹底 (虐待発生時の都度)
 - (3) 年1回以上の研修実施
 - (4) 担当者配置 1名 (事業責任者・管理者)
- 2 ステーションは、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに行政に通報するものとする。
- 3 ステーションは、サービス提供にあたっては利用者等の生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 4 身体拘束などを行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画)

- 第16条 1 業務継続計画(BCP)の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- (1) 指針の整備
 - (2) 感染症及び災害：年各1回以上の研修実施と訓練
 - (3) 担当者配置 1名 (事業責任者・管理者)

(感染症予防と対策)

- 第17条 1 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会においてその対策を協議し、対応指針などを作成し・啓示を行う。研修や訓練を行い、感染対策の資質向上に努める。
- (1) 指針の整備
 - (2) 年2回以上の委員会開催 ・ 委員会の内容を・職員へ周知徹底
 - (3) 年1回以上の研修実施 ・ 年1回の訓練実施
 - (4) 担当者配置 1名 (事業責任者・管理者)

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年3回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。ただし、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間保管とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 花水木と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 第19条 1 ステーションは、福祉サービス第三者評価は受審していません。

附 則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。 改定 令和6年4月1日

訪問看護ステーション鷹番

訪問看護重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	合同会社 花水木
代表社員	石井 まゆみ
所在地・電話	目黒区鷹番 2-18-3 205 電話番号 03-6303-2931
業務の概要	地域における包括的な保健医療活動

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称および事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション鷹番
所在地名	目黒区鷹番2-18-3美松フラット205
介護保険事業所番号	1361090234
管理者	石井 まゆみ
連絡先	電話番号 (03)6303-2931 FAX (03)6303-2920

(2) 事業所の職員体制

	資格	人員
管理者	看護師	1名
訪問看護サービス 担当職員	看護師	常勤 1名(管理者)
		非常勤 4名

(3) 営業時間

営業日	月～金曜日 (土・日、祝日、12/29～1/3までを除く)
営業時間	9:00～17:30

(4) 訪問看護サービスの実施地域

訪問看護サービスの実施地域	目黒区内
---------------	------

3. 事業所の特色

(1) 事業の目的

合同会社 花水木(以下「法人」という)が開設する指定訪問看護ステーション鷹番の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、看護師が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とします。

(2) 運営方針

- ① 看護師は、自宅で療養される方が安心して療養生活が送れるように、主治医の指示により定期的に訪問し、利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事・排泄等日常の生活の世話
- ・ 褥創の予防・処置
- ・ リハビリテーション
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ カテーテル等の管理
- ・ その他医師の指示による医療処置
- ・ 理学療法士等と情報共有し、計画書・報告書を理学療法士等が作成するための連携

5. 利用料金

- (1) 利用料金は、重要事項別紙「訪問看護サービス内容説明書」のとおりです。
- (2) 利用者負担額は、重要事項別紙「訪問看護サービス内容説明書」に記載します。
- (3) 訪問看護サービス実施地域にお住まいの方の交通費は無料です。
- (4) キャンセル料金はかかりません。キャンセルが必要になった場合にはご連絡ください。
- (5) 料金お支払い方法は、毎月5日までに前月分の請求明細書を発行しますので、10日以内に現金でお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

6. キャンセル

- (1) 訪問看護サービスの利用中止をする際には、連絡先までご連絡下さい。

連絡先(電話)03-6303-2931

- (2) 訪問看護サービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

7. 訪問看護サービス内容に関する苦情等相談窓口

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当ステーション 相談窓口	担当者	(管理者)	石井 まゆみ
	利用時間		9:00～17:00
	利用方法	電話番号	03-6303-2931
		面接	当事業所相談室

- ・公的機関においても次の機関において苦情申し出等ができます。

目黒区 地域包括支援 センター	北部	大橋1-5-1	03-5428-6891
	東部	上目黒2-19-15	03-5724-8030
	中央	中央町2-9-13	03-5724-8066
	南部	碑文谷1-18-14	03-5724-8033
	西部	柿の木坂1-28-10	03-5701-7244
目黒区 介護保険管理係	目黒区上目黒2-19-15 03-5722-9574 月曜日～金曜日8:30～17:00 土日祭日12月29～1月3日を除く		
東京都国民健康保険 団体連合会	千代田区飯田橋3-5-1 03-6238-0011 月曜日～金曜日9:00～17:00 土日祭日12月29～1月3日を除く		

8. 緊急時等における対応法

- ・訪問看護サービス提供中に病状の急変などあった場合には、速やかに主治医、緊急時連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所などへ連絡します。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時 連絡先	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

9. 事故処理

- (1) 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. その他

- (1) 介護保険適用の方は、訪問看護サービス利用の際に介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票をご提示ください。
- (2) 介護保険適用外の方は、医療保険証をご提示ください。
- (3) 福祉サービス第三者評価は受審しておりません。

第三者評価とは第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

下記の事項については【重要事項別紙】にて詳細を説明いたします。

※下記12・13・14は令和6年4月1日より制度改正で追加義務になりました。

11. ハラスメント対策

12. 虐待の防止のための措置

13. 業務計画継続の策定

14. 感染症対策

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	事業者名	合同会社 花水木
	所在地	目黒区鷹番2-18-3 205
	代表社員	<u>石井 まゆみ</u> 印
	事業所名	訪問看護ステーション鷹番
	所在地	目黒区鷹番2-18-3 205
	説明者	<u>管理者 石井 まゆみ</u> 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	<u>住所 目黒区</u>
	<u>氏名</u> 印
代理人	<u>住所</u>
	<u>氏名</u> 印

【重要事項別紙】

訪問看護ステーション鷹番 訪問看護サービス内容説明書

令和6年4月1日現在

当事業所が、提供する訪問看護サービスは以下の通りです。

1. サービス内容

	曜日	時間帯	内容
1			
2			
3			

①療養相談 ②介護相談 ③身体の清潔保持 ④創処置 ⑤排泄の援助・管理

⑥リハビリテーション ⑦()の管理 ⑧医療処置

※ 担当看護師のやむ得ない事由で曜日・時間を変更する場合は、事前に連絡します。

※ 曜日・時間の変更を希望される場合は、事前にご連絡ください。

2. 担当の訪問看護師

(1) 訪問看護サービス提供の責任者は次の通りです。

サービスについてのご相談や苦情などどんなことでもお寄せください。

氏名 : 石井 まゆみ 連絡先: 03-6303-2931

(2) 訪問看護サービスを提供する看護師は次の通りです。

担当の看護師:

※ やむ得ない事由で担当看護師を変更する場合は、事前に連絡します。

※ 担当看護師の変更を希望される場合は、遠慮なくご相談ください。

3. 利用者負担額

当事業所が、提供する訪問看護サービスは介護保険か医療保険で対応します。

(1) 介護保険: 目黒区に介護保険の申請、要介護度の認定が決定(申請中)している方
介護保険証の確認をさせていただきます。

(2) 医療保険: 介護保険の申請をしていない方・悪性腫瘍末期と医師の指示書に記載ある方など
医療保険証を確認の上コピーさせていただきます。

[介護保険]

(1) 基本料金 ※下記料金は令和6年6月1日より変更となります。

介護保険の訪問看護サービス利用の場合は、利用料金は基本料金の1割・2割・3割負担です。

介護保険の給付の範囲を超えた場合は全額自己負担になります。

利用料金の1割・2割・3割負担については介護保険証・負担割合証にてご確認ください。

※下記表の料金は介護保険法の規定の単位数に11.40を乗じた料金の1割・2割・3割負担です。

お支払いいただく利用者負担額(利用料金:基本料金の1割・2割・3割)は、以下の通りです。

区分	所要時間	利用料金	回/週	1ヶ月あたりの利用料金
介護予防 (支援1・2) 訪問看護 基本料金	20分未満	346円	回	円
	30分未満	515円	回	円
	30分以上60分未満	906円	回	円
	30分以上90分未満	1,243円	回	円
訪問看護 基本料金	20分未満	358円	回	円
	30分未満	537円	回	円
	30分以上60分未満	939円	回	円
	60分以上90分未満	1,286円	回	円

(2) 加算料金 ※下記料金は令和6年6月1日より変更となります。

お支払いいただく利用者負担額(利用料金:加算料金の1割・2割・3割)は、以下の通りです。

加算	初回訪問看護加算 (I)	399円	初回のみ	円
	(II)	342円	初回のみ	円
	緊急時訪問看護加算 (II)	655円	月1回	円
	特別管理加算 (I)	570円	月1回	円
	(II)	285円	月1回	円
	退院時共同指導加算	684円	月1回	円
	看護・介護職員連携強化加算	285円	月1回	円
	ターミナルケア加算	2,850円	最期の時	円

※ 1ヶ月あたりの利用者負担額 合計 円

(注) 契約時の料金です。今後訪問回数・時間で変更もあります。

※ 加算の詳細は下記の通りです。①②③は居宅サービスの区分支給限度額に含まれません。

初回訪問看護加算	(I) 新規に退院日に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した初回のみ
	(II) 新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した初回のみ
①緊急時訪問看護加算	(II) 利用者の同意を得て緊急時訪問の対応を行う体制にある場合
②特別管理加算	(I) 胃ろうなどのチューブ留置・膀胱留置カテーテルなど
	(II) 在宅酸素療法管理・重度の褥瘡(真皮に及ぶ)・人工肛門など
退院時共同指導加算	病院や介護老人保健施設の入院(入所)中の方の主治医などと連携し在宅生活における必要な指導を行い内容を文章で提供した場合
看護・介護職員連携	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引などが必要な方の計画作成や訪問介護員に対する助言や支援を行った場合
③ターミナルケア加算 (死亡月)	利用者の死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合

(3) その他の料金

- (1) 医療保険の場合、24時間対応体制加算の契約がなされていないと
営業日以外、又は営業時間外における訪問は1時間 3,000円となります。
- (2) エンゼルケア 10,000円

4. キャンセル

- (1) キャンセル料金はかかりません。
- (2) 訪問看護サービスの利用を中止する際は、前日までにご連絡ください。

5. 緊急時の対応(Ⅱ)【看護業務の負担軽減の業務管理体制整備が行われている場合(Ⅰ)】

- (1) 緊急時訪問看護加算を申し込まれた方、24時間対応体制加算に同意された方については、病状の急激な変化や、看護師への相談・訪問など体制をとって対応しております。
- (2) 平日(日中)の訪問は、訪問調整を行ってから訪問しますので時間がかかる場合があります。
- (3) 夜間・休日は自宅待機の体制をとっております。30～60分位時間をいただくことがありますのでご了承の上ご希望の方は申し込みください。費用は利用料金表をご覧ください。

6. ハラスメント対策

- ① 事業所内のハラスメントを防止するための方針の明確化、相談体制の整備など措置を講じています。年1回の研修を実施します。
- ② 当事業所は利用者からの相談・苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、居宅サービスなどに関する利用者及び家族からの相談・苦情・ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対応するための措置を講じています。
- ③ 訪問看護サービスの利用にあたりご留意いただきたい事項は次の通りです。
 - ・訪問看護師に対する身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメントは禁止行為です。
 - ・上記により訪問看護サービスを提供することが困難になった場合はサービス契約の終了とさせていただきます区と連絡を取り他の事業者当の紹介その他の必要な処置を講じます。

※下記項目は令和6年4月1日から介護保険制度改正にて追加義務となりました。

7. 虐待の防止のための措置

訪問看護サービス事業所として、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、事業に係わる虐待防止のための体制を整備し、利用者等の権利を擁護するとともに居宅サービス等を適切に利用できるように支援いたします。そのために必要な措置を講じています。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について看護職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 看護職員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施します。
- ④ 訪問看護サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに行政に通報します。
- ⑤ 虐待防止の措置を講じるための担当者：管理者・石井 まゆみ

※ 訪問看護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

※ 身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8.業務計画継続の策定

- ①感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護サービスを受けられるよう、業務継続計画を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、感染症や災害の研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9.感染症予防と対策

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に6ヵ月に1回以上開催します。
- ②事業における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③看護職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

10.その他

(1) 訪問看護サービス提供の際のトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師は、年金の管理・金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。
- ② 看護師は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や、診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務(食事・掃除)をすることはできませんのでご了承ください。
- ③ 看護師に対する贈り物や飲食のもてなしは、遠慮させていただきます。

(2) 介護保険制度上、指定居宅介護支援事業所 _____ の
介護支援専門員 _____ が作成した居宅サービス計画に沿ったものです。

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人(続柄) _____ 印

事業者名 合同会社 花水木
住所 目黒区鷹番2-18-3 205
代表社員 石井まゆみ 印
事業所名 訪問看護ステーション鷹番
住所 目黒区鷹番2-18-3 205